

令和8年3月新規高等学校卒業予定者の就職に係る申し合わせ事項

近年の新規高卒就職希望者を取り巻く環境を踏まえ、就職問題について協議した結果、学校教育の充実と就職希望者の適切な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適切な推薦・採用選考が行われるよう次の事項を遵守するよう関係者に周知徹底を図ることを申し合わせる。

1 複数応募等就職慣行の見直しについて

(1) 応募・推薦の取扱いについて

令和8年3月新規高等学校卒業予定者の求人企業への応募・推薦については、令和7年9月30日までは一人一社制とし、同年10月1日以降は複数応募・推薦を可能とする。

(2) 指定校制について

企業は一定の合理性のある場合を除いて、特定の学校を指定することなくより多くの学校から応募の機会が与えられるよう今後も努力する。

(3) 校内選考について

学校において、生徒の進路選択能力の形成や望ましい職業観・勤労観の育成を図るとともに、職業適性を考慮しつつ、学業成績に偏ることなく総合評価により適切に対応していくよう今後も努力する。

(4) 採否の決定及び内定の承諾について

企業は、採否の結果をすみやか（原則として3日以内、遅くとも7日以内）に決定し、学校及び学校を通じて応募者に通知すること。

また、生徒は、すみやかに学校を通じて企業に内定の承諾、又は辞退について意思表示を行なう。

2 応募前職場見学の実施について

新規高等学校卒業予定者に対する就職支援策の一環として、早期採用選考（9月15日以前に実施の場合）につながらないよう事業主等に必要な指導を行いつつ、早期離職を防止する観点からも、応募前職場見学（個別見学）を今後とも積極的に実施する。

- 3 上記 1. 2 に係る申し合わせ事項の円滑な運営のための周知広報等の徹底
- (1) 職業安定行政は、企業に対して新規学卒求人説明会（４～５月）をはじめ適切な時期に各種会議等を活用し周知広報の徹底を行い、応募機会の拡大など申し合わせ事項の理解を求めるとともに、求人の確保を機動的に推進し、就職活動に係る環境作りに努める。
 - (2) 高校教育機関は、生徒をはじめ保護者に対して申し合わせ事項の趣旨の理解を図るとともに、生徒の積極的な複数応募の利用を推進し、職業指導を強化しつつ就職活動の円滑な運営に努める。
 - (3) 経済団体は、企業に対してあらゆる機会を活用し周知広報に努め、応募機会の拡大など申し合わせ事項の趣旨の浸透に努める。

令和 7 年 3 月 6 日

福井県新規高卒者就職問題検討会議

福井県経営者協会

福井県中小企業団体中央会

福井県商工会議所連合会

福井県商工会連合会

福井県高等学校長協会

福井県私立中学高等学校協会

福井県

福井県教育委員会

厚生労働省福井労働局

【事 務 局】

福井県教育庁高校教育課

福井県庁 11F 福井市大手 3 丁目 17-1 (TEL 0776-20-0570)

厚生労働省福井労働局職業安定部職業安定課

福井春山合同庁舎 9F 福井市春山 1 丁目 1-54 (TEL 0776-26-8609)